ひとり親のご家庭へ、大切なお知らせ

『児童扶養手当』が年６回払いになります

2019年１１月分からは、奇数月に年６回、各２か月分を受け取れます

現在（3回払い）

4月支払い				8月支払い				12月支払い			
12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月 (現況届)	9月	10月	11月

2019年度

4月支払い				8月支払い				11月支払い			1月支払い		3月支払い	
12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月 (現況届)	9月	10月	11月	12月	1月	2月

2020年度～

5月支払い		7月支払い		9月支払い		11月支払い		1月支払い		3月支払い	
3月	4月	5月	6月	7月	8月 (現況届)	9月	10月	11月	12月	1月	2月

※　現在、毎年８月の現況届提出により見直した手当額については、１２月に支払っておりますが、制度変更後は翌年１月支払分からとなります。